



ROTARY CLUB TOKOROZAWA

年度事業計画書

***UNITE
FOR
GOOD***

よいことの
ために
手を取りあおう

2025年7月～2026年6月

所沢ロータリークラブ

(RI第2570地区第3グループ)

ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある。

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものとする；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を实践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること；

四つのテスト

THE 4-WAY TEST

言行はこれを照らしてから (of things we think, say or do)

- 1) 真実かどうか (Is it the TRUTH ?)
- 2) みんなに公平か (Is it FAIR to all concerned ?)
- 3) 好意と友情を深めるか (Will it build GOODWILL and BETTER FRIENDSHIPS ?)
- 4) みんなのためになるかどうか (Will it be BENEFICIAL to all concerned ?)

Herbert Taylor

ロータリーの目的

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

四つのテスト

言行はこれに照らしてから

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるかどうか

ロータリーの公式標語

超我の奉仕

(Service Above Self)

最もよく奉仕する者、最も多く報いられる

(One Profits Most Who Serves Best)

ロータリアンの行動規範

1. 個人として、また事業において、高潔さと高い倫理基準をもって行動する。
2. 他者に公平に接し、敬意をもって接すること。これには、他者を尊重する言葉を使う、サポートを示す、温かく迎え入れるインクルーシブな環境を助長する、多様性を重んじるという「ロータリーの多様性・公平さ・インクルージョン（DEI）の行動規範」を遵守することが含まれる。
3. ロータリーを通じて自分の職業スキルを生かし、地域社会や世界のほかの地域の人びとの生活の質を高める。
4. ロータリーやほかのロータリー会員の評判を落とすような言動は避ける。
5. ロータリー関連行事のすべての行動規範に従う。

中核的価値観（CORE VALUE）

奉仕（Service）

親睦（Fellowship）

多様性（Diversity）

高潔性（Integrity）

リーダーシップ（Leadership）



Unite for Good

～よいことのために手を取りあおう～

2025-26 年度 国際ロータリー 会長

フランチェスコ・アレツォ

(イタリア・ラグーザ)

理事会は、6月8日のマリオ・セザール・マルティンス・デ・カマルゴRI会長セレクトの予期せぬ辞任を受け、特別会合を開きました。RI章典と方針に基づき、理事会は、2023年8月に行われた国際ロータリー会長指名委員会によって検討された候補者の中から、新たな会長エレクトを選出しました。

2月の2025年国際協議会で発表された2025-26年度会長メッセージである「よいことのために手を取りあおう」はそのまま継承されます。このメッセージは、政治、地理、イデオロギーでますます分断されている世界において、結束する力となるようロータリー会員に呼びかけるものです。奉仕プロジェクトを通じ、ロータリーは、さまざまな背景を持つ人びと（人種、宗教、職業を超えて）をつなぎ、地域社会でよいことを行うという共通の使命のために活動します。

アレツォ氏は、矯正歯科医として個人の診療所を構えています。イタリア、ヨーロッパ、アメリカの矯正歯科協会のメンバーとして国際的に活動しています。ラグーサ県のNational Association of Italian Dentistsの副会長であり、National Trust for Italyの創設者であり、同団体で7年間ラグーサ県を代表しました。また、マルタ主権騎士団内の名誉と献身の騎士です。

30年以上のロータリー会員であるアレツォ氏は、合同戦略計画委員会副委員長、RI理事、ラーニングファシリテーター、地区大会での会長代理を歴任したほか、ロータリー財団のベネファクターでもあります。アナ・マリア・クリシオーネ夫人は、観光業界の起業家で、お二人には2人のお子さんがいます。

— 2025年6月14日



2025-26 年度 地区行動指針

2025-26 年度

国際ロータリー 第 2570 地区

ガバナー 坂口 孝 (川越 RC)

1905 年に誕生したロータリーは幾多の変化を生みながら、大きく成長し地域社会へも多大な貢献をしてきました。しかし、そのロータリーが 21 世紀を迎えようとした頃から会員数の減少が顕著になってきました。特に先進国であるアメリカ、カナダでの会員数の減少が顕著に現れました。日本も例外ではなく会員数の減少が続いております。また、当地区も例外ではなく 1990 年後半をピークに会員数の減少が続いています。

さらに、その変化に時を合わせるように、会員資格、職業分類制度、例会の意義と言った初期のロータリーの基本までもが大きく変化してきました。

「ロータリーは変化しすぎる」とか「ロータリーが変わってしまった」というメンバーもいるようですが、**ロータリーの主体は RI でも地区でもありません。クラブなのです。**

これを機に、各々のクラブが自クラブの現状を見つめ直すべきだと私は思います。

先達たちが築き上げてきた偉大な「ロータリーの基本理念」を改めて見つめ直し、主役である各々のクラブが、独自に個性を打ち出し「強いクラブ」を創造していく必要があります。

地区は、その為の支援を厭いません。

その為には、一旦原点に戻りそこから新たな第一歩を踏み出していくべきだと私は思います。まずは、地区内クラブが「活性化」のための行動を起こし「強いクラブ」になって頂くことが急務です。

21 世紀に入り「ロータリーは奉仕団体である」とか「ロータリーはボランティア団体だ」と言われるようになってきました。それは間違いではありませんが、本当にそうでしょうか？ある意味そうかもしれませんが、本来は「ロータリーは奉仕(Service)する人達が集まった団体」だと私は思います。

そして、奉仕 (Service) は、決して自己犠牲を強要するものではありません。人のために尽くすことは、巡り巡って結局は「自分の為になる」のです。

(He profit most who serves best. 「最もよく奉仕する者、最も多く報われる」)

結びになりますが、*Unite For Good*～よいことのために手を取りあおう～を合言葉に、「クラブ活性化」を推進していきましょう！

『クラブ強化と活性化のために行動して下さい！』

① 会員基盤の強化

各ロータリークラブは、会員増強は十分にできているが、残念ながら入会した会員数と同じかそれ以上の会員が退会していくことです。

例えるなら、穴の空いたコップに水を注いでいるようなものです。まずは、その穴を塞ぐことに注力をする事が肝要です。

その上で、地域の若いプロフェッショナルやリーダーをターゲットにした勧誘活動を行い、多様なバックグラウンドを持つメンバーを増やすことが重要です。

② 活動の多様化

国際ロータリーは「奉仕プロジェクト」を地域社会への貢献と人道的支援としています。そうした事からも、地元のニーズに応じた新しいプロジェクトや活動を考案し、地域社会に直接貢献することで、クラブの存在感を高める必要があります。

③ 教育・研修プログラムの提供

リーダーシップや専門スキルに関する研修（ラーニング）を提供し、メンバーの成長を促進します。これにより、メンバーの満足度が向上し、参加意欲が高まります。

④ 交流イベントの開催

他のクラブや地域団体との交流イベントを企画し、ネットワークを広げることで新たなコラボレーションの機会を創出しましょう。

⑤ 定期的なフィードバックの実施

メンバーからの意見や感想を定期的に収集し、改善点を見つけて活動を見直すことで、メンバーのニーズに応じた対応が可能になります。

⑥ 新しいロータリーを創造しましょう。(3-Year Rolling Targets)

- ・戦略計画委員会を設置しましょう。
- ・クラブ協議会で自分のクラブの長所と短所を話し合ってください。
- ・1年後、2年後、3年後のクラブのあり方を検証しましょう

⑦ ロータリー財団への支援

ロータリー財団への寄付は重要不可欠です。寄付がどこに使われ、どのような役割を果たしているのかを多くのメンバーに知ってもらうことが重要です。寄付の重要性を理解してもらうことで、寄付の推進につながります。そのためには、セミナーへの参加を促し、年2回のロータリー財団についての卓話をお願いします。

⑧ ポリオ根絶に向けて

日本ではあまり馴染みのない疾病のポリオですが、日本においてもポリオは対岸の火事ではありません。

ポリオへの寄付の意味を一言で言うと、「あなた自身の健康には関係ない。あなたの子供もしくはその孫がポリオワクチンを接種していない1歳から5歳だった場合、感染者があなたの国に来訪したならば、その子供あるいは孫は感染し、生涯苦しまなければならない。そのことをあなたは我慢ができますか？」と言うことです。

ロータリーアンは「行動人」でなければなりません。皆さん、先ずは行動して下さい！

ク ラ ブ 沿 革

(1) クラブ略歴

創 立	昭和37年 1 月19日
承 認	昭和37年 2 月 5 日
認 証 状 伝 達 式	昭和37年 5 月25日
特 別 代 表	水村 三郎氏 (川越RC)
スポンサークラブ	川越ロータリークラブ
創 立 会 員	30名
初 代 会 長	倉片 勝次
創立10周年式典	昭和47年 4 月14日
創立20周年式典	昭和57年 4 月20日
創立25周年式典	昭和62年 5 月12日
創立30周年式典	平成 4 年 1 月19日
創立35周年式典	平成 9 年 1 月21日
創立40周年式典	平成14年 1 月19日
創立45周年式典	平成19年 1 月16日
創立50周年式典	平成24年 1 月19日
創立55周年式典	平成29年 1 月19日

(2) 事務所及び例会場

- ◎埼玉県所沢市けやき台 2 丁目17ー 8 サンライズけやき台102
TEL 04 (2922) 5920
FAX 04 (2925) 8908
e-mail tokororc@maple.ocn.ne.jp
事務局員 田中 純子
- ◎『平岩建設株式会社』所沢市南住吉 8ー 1 9
TEL 04 (2923) 2221

(3) 例会日時

- ◎毎週火曜日 12 : 30～ 1 : 30

(4)

- 年次総会 : 毎年12月第1例会日に開催し、次年度の役員及び理事の選挙を行う。
- 理事会 : 定例理事会を基本毎月第1例会日、午前11:00頃に行う事とし、決定事項については例会時に会員に報告しさらにホームページに掲載する。
- 会員協議会 : 随時必要に応じて開催、決定事項は例会報告する。
- クラブ協議会 : 年間5回以上随時開催し、協議事項を例会にて報告する。
- 各委員会 : 随時必要に応じて開催、決定事項は例会にて報告。

(5) 会費

会費は 1年 240,000円とする。

協賛金は 80,000円とする。

所沢ロータリークラブ

会長 梅沢 好文 幹事 井花 佳彦

	Tel	Fax
所沢RC事務局	04-2922-5920	04-2925-8908
会長事業所（所沢文化幼稚園）	04-2922-7321	04-2923-8000
幹事事業所（株）内野自動車）	04-2922-1811	

会 長 所 信

2025年～2026年度

会長 梅沢 好文

会員の皆様におかれましては、公私ともに大変お世話になっております。微力ながら、ご恩返しができますよう全身全霊で任を務めさせていただきます。

さて、今年度のフランチェスコ・アレツォ RI 会長並びに 2570 地区坂口ガバナー方針は、一に拡大・二に拡大だそうです。拡大こそロータリーの活動の活性化につながるのと。所沢ロータリークラブとしては、『安・近・短・美』を目指し、安全で安く、近く、短時間で、美しいロータリーをテーマにできる限り、活動に参加しやすいロータリークラブを目指します。具体的には、ロータリークラブは、クラブ活動、国際ロータリーとの連携、ロータリー財団への支援が主な活動です。

- (1) クラブ活動では、所沢地域子ども食堂への協力、老人福祉などを積極的に展開し、地域の子ども・社会への貢献をし、地域への情報発信を積極的に行いロータリーの有用性のイメージを広めてまいります。
- (2) 会員には、芸術(美術・音楽・演劇)・文化に触れ、SAA の権威の下、充実した例会運営ロータリークラブでしか経験できない例会や親睦活動を展開することを願っています。
- (3) 国際ロータリーとの連携では、2570 地区研修会への積極参加や地区大会などへの参加を充実させたいと存じます。新しい時代感覚育成のために大阪万博会員旅行も計画します。
- (4) ロータリー財団への支援 として今年も次年度地区補助金満額確保をする。
- (5) 変革期に当たるロータリークラブです。規定審議会の改正に伴い所沢ロータリークラブ定款改定や戦略会議の有効性を含めて次世代につなげてまいりたいと存じます。

会員各位の皆様におかれましては、『安・近・短・美』所沢ロータリーを実現できますようご支援・ご協力をお願い申し上げます。

幹 事 所 信

2025年～2026年度

幹事 井花 佳彦

私は幹事という大役を仰せつかり、身が引き締まる思いと共に期待と不安が入り混じっております。入会から5年余りで幹事の責務といたしましては、会長の補佐、各委員会活動の把握と円滑なる運営が行われることへの協力、クラブ内外への情報伝達や調整等重要な役割を担います。多忙な1年間になると思われませんが、全力で頑張りますので会員の皆様のご協力を賜りますよう宜しくお願い致します。

副 幹 事 所 信

2025年～2026年

副幹事 二上 昌弘

基本方針

ロータリークラブの副幹事として、幹事を補佐し、クラブの運営に関する様々な業務を担います。

活動方針

- (1) 会議の議事録の作成
- (2) 幹事の補佐
- (3) 例会の司会進行
- (4) 次年度を見据え、幹事とのスムーズな引継ぎ
- (5) クラブの成功に向けて積極的に活動する

会 計 所 信

2025年～2026年度

会計 内田 勉

当クラブの大切な資金を適切に管理、健全な財務の運営を心がけ、監督及び年次財務報告を行います。以上、よろしくお願いします。

S A A

委員長 吉田 慶

副委員長 湯舟 晋也

基本方針

SAA として例会やその他の会合で、会が秩序正しく楽しい雰囲気運営されるよう進行役として務めてまいります。私語の防止、座席の整理や食事、配布資料等のチェックの他、副 SAA とも協力して来客者や会員を笑顔で迎え入れていく所存でございます。

活動方針

- (1) 時間厳守に努めます。
- (2) 会場の入口でお客様及び会員を笑顔で歓迎します。
- (3) 会員間の親睦を深められるよう座席などにも配慮します。
- (4) 新入会員が1日でも早く慣れて頂ける様な座席案内を心がけます。
- (5) 美味しい食事を提供すると共にロスの低減に努めます。
- (6) 和やかな雰囲気の中にも規則正しく会員相互にとって有意義な場になるよう努力します。

クラブ管理運営委員会

委員長 井関 克行

代 行 北田 功

基本方針

クラブ管理運営委員会は、会員相互の交流と親睦を一層深めるための環境づくりを行い、円滑なクラブ運営を行うことが主目的となります。その為に各小委員会とのコミュニケーションを密にし、それぞれの委員会とのパイプ役となり、健全で活気あるクラブ運営を目指して参ります。

活動方針

- (1) タリーの知識を深める卓話を実施
- (2) 会員に役立つ情報の提供
- (3) ランダムなテーマで各界にて活躍されている方の講演
- (4) 時節的な話題に富んだ卓話の実施
- (5) ロータリー情報委員会と連携し、新入会員によるイニシエーションスピーチの実施

プログラム委員会

委員長 栗田 峰至

副委員長 斉藤 祐次

基本方針

会員の皆様にとって有益かつ楽しめる卓話を実施し進んで参加したくなるよう努めます。

活動方針

- (1) ロータリーの知識を深める卓話を実施
- (2) 会員に役立つ情報の提供
- (3) ランダムなテーマで各界にて活躍されている方の講演
- (4) 時節的な話題に富んだ卓話の実施
- (5) ロータリー情報委員会と連携し、新入会員によるイニシエーションスピーチの実施

クラブ会報委員会

委員長 日高 勉

副委員長 市川 るみ子

基本方針

所沢ロータリーの例会や活動を記録しホームページにて報告します。

活動方針

正確な情報を迅速にわかりやすく報告してまいります。

例会及び活動報告を画像などを多用して会員の方々に毎回楽しみにしていただける様に努めてまいります。

親睦活動委員会

委員長 肥沼 直明

副委員長 原 卓矢

基本方針

一年間の親睦行事を通して、会員相互の交流・親睦を深めていただくとともに、ご家族の方々にも楽しんでもらえるような活動を進めて参ります。

活動方針

- (1) 記念祝福 ・会員誕生記念、ご夫人（ご主人）誕生記念、結婚記念
- (2) 親睦行事
 - ・納涼大会・・・8月
 - ・親睦ゴルフ大会・・・9月・3月
 - ・会員親睦旅行・・・4月
 - ・クリスマス会・・・12月
 - ・花見例会・・・3月

出席向上委員会

委員長 千葉 みどり

副委員長 佐塚 慶輔

基本方針

ロータリーの基本である出席率を高めることを目指し、様々な活動を行います。 会員の皆様のご協力をお願い致します。

活動方針

- (1)例会での出席率を発表（発表の工夫）
- (2)メーキャップの推奨
- (3)出席の少ない会員のフォロー
- (4)目標出席率達成者の表彰

広報雑誌委員会

委員長 石田 達也

副委員長 佐藤 真

基本方針

例会開催時に広報誌等を活用し、国内外におけるロータリー活動を紹介することにより、会員のロータリー精神の養成、クラブ活動の発展につながる事を目的とします。

活動方針

- (1) 当クラブ及びメンバーの活動内容を各メディアに向け、広報活動を行う。
- (2) 例会にて「ロータリーの友」の内容を紹介する。

スマイルボックス委員会

委員長 木下 広敬

副委員長 内川 英敏

目標 700,000円

基本方針

会員皆様からの暖かいスマイルが、奉仕の精神に基づいて大きな輪になるようにご協力をお願い致します。

活動方針

- (1) ニコニコしやすい雰囲気と環境を作ります。
- (2) 例会にてスマイル報告を行います。

1	何でもよろこばしいこと、失策して頭をかくようなとき	500円以上
2	御夫人・御主人誕生祝い	5,000円
3	会員の還暦、古希、米寿、銀婚式の慶事	5,000円～10,000円
4	会員の叙勲等の場合	10,000円
5	お子様・お孫様の入園、入学、進級、進学等	2,000円
6	ご家族の慶事、高校・大学卒業、学位受領等	3,000円～10,000円
7	自宅・会社・店舗の新築、改築	5,000円
8	新車等の購入	5,000円
9	会社の慶事、創立、開業、増築、受賞	5,000円
10	例会無断欠席でメーキャップした場合	1,000円
11	例会無断欠席でメーキャップしない場合	2,000円
12	例会届出欠席でメーキャップしない場合	1,000円
13	理事会及び会合欠席「不参加」の場合	2,000円
14	3ヶ月ホームクラブ80%以下の場合	5,000円
15	各競技で受賞した場合	1位 3,000円 2位 2,000円 3位 1,000円
16	16 従業員表彰 2,000円	2,000円

(注) 2 御夫人・御主人誕生祝福は事業参加費より引き落としさせていただきます。

職業分類 会員選考 会員増強・退会防止 ロータリー情報 戦略計画各委員会

会長エレクト 日向 貴一

梅沢好文会長年度の会長エレクトを務めさせて頂くこととなり、身の引き締まる思いと共に歴史と伝統を重んじながらバランスの良いクラブ作りに精進して参りたいと思います。また担当させて頂く、職業分類、会員選考、会員増強・退会防止、ロータリー情報、戦略計画の各小委員会においては多くの先輩会員の皆様にご担当頂き、心強く感じると共に成果を得られますよう努力して参る所存です。

2025～26年度のRIのテーマは、
UNITE FOR GOOD ～よいことのために手を取り合おう～
です。

一年間、梅沢好文会長を微力ながら補佐し会員全員が手を取り合ってよい活動が出来たと感じられますよう努めて参ります。

何卒、会員の皆様のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

職業分類委員会

委員長 五十嵐 俊昭

副委員長 増田 武英

基本方針

近年は1業種1会員制度も撤廃されており、新入会員の選考も簡易になっております。

職業も多種多様になり、新しい分野も増えております。

各団体の業種を確認して、見直す点があれば対応していきたいと思います。

活動方針

経済産業省データを基にして、各会員の意見を参考に分類の再考をしていきたいと考えます。

会員選考委員会

委員長 村山 宣章
副委員長 三上 誠

基本方針

クラブの維持発展には会員数の維持・増強が必要です。会員皆様からの入会候補者の推薦を頂き、一人でも多くの新入会員を得られるように適正に選考していきたいと思えます。

会員増強・退会防止委員会

委員長 浅海 剛次
副委員長 見澤 英一

基本方針

クラブの継続・発展と充実した活動を考える上で、会員の増強は不可欠であります。また、クラブ運営や活動の方針によって出席率の低下や退会へ繋がってしまうことのないクラブであり続けていくことも同時に大切であると考えます。今後も、「入会したい」「入るなら所沢」「所沢しかない」と思ってもらえるクラブであり続けるためにも、伝統と歴史を踏まえながら会員の資質向上と充実した活動が継続され、併せて会員相互の更なる親睦を図りながら協調性のある増強に励んでまいりたいと思えます。これにより会員の老・壮・青のバランスの良さを保ちながら、魅力あるクラブづくりへと繋がれば幸いです。多くの会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

活動方針

会員増強並びに退会防止のための情報交換会の開催

ロータリー情報委員会

委員長 市川 雅巳

副委員長 武藤 力夫

基本方針

ロータリーに関する基礎や情報を提供することで、ロータリー活動の実践に役立てるとともに会員相互の情報共有を図る。特に新入会員の方に対しては、ロータリーを理解するための情報提供の機会を提供する。

活動方針

- (1) 新入会員入会式の実施
- (2) 新入会員にはイニシエーションスピーチを通し、自己紹介をする。
- (3) 新入会員・推薦者・入会3年未満の会員との意見交換を目的に情報提供 する。
- (4) 炉辺会議等の開催

戦略計画委員会

委員長 鳥居 由美子

副委員長 日向 貴一

基本方針

当クラブの今後の中長期にわたる将来計画を検討・立案します。

活動方針

- (1) 年3～4回の会議を開催
- (2) 長期目標に沿って中期目標を模索
- (3) 奉仕プロジェクトの継続・見直し・新規活動を検討
- (4) ロータリー理念の実践を促す

長期目標

- (1) みんなが参加したくなるクラブ
- (2) ロータリーの理念を学ぶ
- (3) 地域になくてはならないクラブ
- (4) 国際交流を大切にするクラブ

奉仕プロジェクト委員会

委員長 副会長 眞 正純

基本方針

梅沢年度の副会長を務めさせていただくことになりました。今年度は、副会長として、各委員長のアドバイザーに徹したいと思っております。委員会活動が盛り上がり、一年間のプログラムが円滑に進むよう会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

職業奉仕委員会

委員長 木村 良孝
代 行 見澤 英一

基本方針

- (1) 職場における高い倫理基準の醸成
- (2) 職業分類の原則を周知する。
- (3) ロータリーの公約を推進する。
- (4) 職業の価値について理解を深める。
- (5) 自分の職業におけるボランティア活動を推進する。

活動方針

- (1) 顧客、仕入業者や仕事の協力者に対して高い倫理基準の公約を実施
- (2) 入会3年未満の方々に職業分類の原則を説明し理解して頂くことを実施
- (3) 「四つのテスト」の掲示を推進する
- (4) 家族参加の企業見学を企画、実施する
- (5) 職場を通じ、出来る範囲でボランティアを実施する

社会奉仕委員会

委員長 加藤 和伸
代 行 細野 達男

基本方針

様々な職業を持つロータリアンの知識と経験を活かし社会奉仕活動を行うことでロータリークラブの認知度を高め、地域社会の発展に寄与する。

活動方針

- (1) ロータリークラブが推進する事業への賛同・参加促進
- (2) 市内4クラブと協調を図り、合同事業に参画する
- (3) 地域社会への貢献と公共イメージを高める

国際奉仕委員会

委員長 本橋 敬明
代 行 平岩 敏和

基本方針

世界中の地域社会や国際社会に対する支援や奉仕活動の一端を担う役割になるように取り組んで参ります。

活動方針

- (1) 地区の方針に基づき「人道支援」、「健康・医療支援」、「教育支援」、「環境保護」、「平和推進」に積極的に活動協力します。
- (2) 上記活動について、委員会でスキルを学び活動して参ります。

青少年奉仕委員会

委員長 三浦 峰高
代 行 橋本 幹男

基本方針

地区活動方針及び会長方針に従事し、次世代の青少年育成活動及び運営に努めます。

活動方針

- (1) 所沢市内4クラブ共同事業活動
- (2) 青少年交換プログラムへの協力
- (3) アクト（インターアクト・ローターアクト）の育成への協力
- (4) ライラ（RYLA・ロータリー青少年指導者育成プログラム）への協力
- (5) 所沢フレンドリーカップサッカー大会への協力
- (6) わんぱく相撲大会所沢場所への協力

総合事業計画書

2025(令和7)年7月～12月

月	日	例会回数	公式行事・月間	クラブ行事	備考	例会場
7	1	2970	母子の健康月間	クラブ協議会	理事会	平岩建設
	8	休 会		休 会	定款の規定により	
	15	2971		クラブ協議会		平岩建設
	22	休 会		休 会	定款の規定により	
	29	2972		卓 話		平岩建設
8	5	2973	会員増強・新クラブ 結成推進月間	卓 話 (地区会員増強)	理事会	平岩建設
	12	休 会		休 会	定款の規定により	
	19	2974		納涼大会	移動例会	未 定
	26	2975		市内4クラブ合同市長卓話	移動例会	未 定
9	2	2976	基本的教育と識字率向上月 間 /ロータリーの友月間	卓 話	理事会	平岩建設
	9	休 会		休 会	定款の規定により	
	16	2977		親睦旅行(9/17.18)	例会振替	大阪万博
	23	法定休日		休 会	定款の規定により	
	30	2978		卓 話	10月理事会	平岩建設
10	7	2979	経済と地域社会の発展月間 /米山月間	ガバナー補佐訪問		平岩建設
	14	2980		ガバナー公式訪問合同 例会(所沢・新所沢・所沢西)	例会振替	中央公民館
	21	休 会		休 会 第1回親睦ゴルフ大会(10/21)	定款の規定により	
	28	2981		卓 話	11月理事会	平岩建設
11	4	休 会	ロータリー財団月間	休 会	定款の規定により	
	11	2982		卓 話		平岩建設
	18	2983		卓 話		平岩建設
	25	2984		地区大会22(土)23(日)	例会振替	川 越
12	2	2985	疾病予防と治療月間	年次総会	理事会	平岩建設
	9	休 会		休 会		
	16	2986		クリスマス会	移動例会	未 定
	24	法定休日		休 会	定款の規定により	
	30	休 会		休 会	定款の規定により	

総合事業計画書

2026(令和8)年1月～6月

月	日	例会回数	公式行事・月間	クラブ行事	備考	例会場
1	6	休 会	職業奉仕月間	休 会	定款の規定により	
	13	2987	将棋大会未定	新年会	理事会 夜間移動例会	大 穀
	20	2988	クラブ創立記念日 (1/19)	クラブ協議会		平岩建設
	27	2989		卓 話		平岩建設
2	3	2990	平和と紛争予防 /紛争解決月間	卓 話	理事会	平岩建設
	10	休 会		休 会	定款の規定により	
	17	2991	ロータリー創立記念日 (2/23)	卓 話		平岩建設
	24	2992		第3グループ IM	例会振替	未 定
3	3	2993	水と衛生月間	卓 話	理事会	平岩建設
	10	休 会		休 会	定款の規定により	
	17	2994		卓 話		平岩建設
	24	2995		花見例会3/28頃	移動例会	未 定
	31	休 会		休 会	定款の規定により	
4	7	2996	環境月間	卓 話	理事会	平岩建設
	14	2997		休 会 第2回親睦ゴルフ大会(4/14)		
	21	2998		卓 話		平岩建設
	28	休 会		休 会	定款の規定により	
5	5	法定休日	青少年奉仕月間	休 会	定款の規定により	
	12	2999		卓 話	理事会	平岩建設
	19	3000		卓 話		平岩建設
	26	3001		企業見学		未定
6	2	3002	ロータリー親睦活動月間	クラブ協議会	理事会	平岩建設
	9	3003		ホテル観賞会	夜間移動例会	所沢文化幼稚園
	16	3004	6/10ホテル老人ホーム慰問	新旧引継ぎ会 最終夜間例会	夜間移動例会	掬水亭(予定)
	23	休 会		休 会	定款の規定により	
	30	休 会		休 会	定款の規定により	

役員理事・委員会編成表

(2025.7.1～2026.6.30)

(役員) 会 長 : 梅 沢 好 文 直前会長 : 鳥居由美子 会長エレクト : 日 向 貴 一 副会長 : 當 眞 正 純
幹 事 : 井 花 佳 彦 会 計 : 内 田 勉 S A A : 吉 田 慶
(理事) 副 幹 事 : 二 上 昌 弘 クラブ管理運営委員長 : 井 関 克 行 職業奉仕委員長 : 木 村 良 孝
社会奉仕委員長 : 加 藤 和 伸 国際奉仕委員長 : 本 橋 敬 明 青少年奉仕委員長 : 三 浦 峰 高

クラブ管理運営委員会 委員長:井関 克行 代行:北田 功					
小委員会	小委員長	副委員長	委 員		
プログラム	栗田 峰至	斉藤 祐次	中井 眞一郎	岩下 悦郎	見澤 英一
			井口 一世	矢部 瑛美子	石田 達也
クラブ会報	日高 勉	市川 るみ子	市川 雅巳	丸山 祐一	
親睦活動	肥沼 直明	原 卓矢	五十嵐 俊昭	平岩 敏和	木下 広敬
			三浦 峰高	鳥居塚 勇人	内川 英敏
			佐藤 真	秦 賢太郎	浅野 悟史
			天野 秀樹		
			副SAA 湯舟 晋也		
			道口 泰己	木村 良孝	本橋 敬明
			丸山 茂幸	瀬戸山 達郎	木村 亜矢
			平塚 順央	松本 孝司	田中 邦夫
			新井 久文	加藤 剛毅	越後 実
			ゴルフ担当		
出席向上	千葉 みどり	佐塚 慶輔	倉片 順司	原 卓矢	天野 秀樹
スマイルボックス	木下 広敬	内川 英敏	石井 正太郎	倉片 順司	有坂 和亮
広報雑誌	石田 達也	佐藤 真	阿部 武志	浅海 剛次	醍醐 弘美
			武藤 力夫	増田 武英	

会長エレクト:日向 貴一

小委員会	小委員長	副委員長	委 員		
職業分類	五十嵐 俊昭	増田 武英	大野木 喜行	見沢 孝一	
会員選考	村山 宜章	三上 誠	池田 安弘		
会員増強・退会防止	浅海 剛次	見澤 英一	中 保憲	原 卓也	
ロータリー情報	市川 雅巳	武藤 力夫	中井 眞一郎		
戦略計画	鳥居 由美子	日向 貴一	倉片 順司		

奉仕プロジェクト委員会 委員長:副会長 當眞 正純

職業奉仕委員会 委員長:木村 良孝 代行:見澤 英一

企業見学担当	道口 泰己	日高 勉	田中 邦夫	湯舟 晋也	
--------	-------	------	-------	-------	--

社会奉仕委員会 委員長:加藤 和伸 代行:細野 達男

社会福祉担当	丸山 茂幸	石田 達也	内川 英敏	松本 孝司	
公共イメージ担当	有坂 和亮	橋本 幹男	清水 源太	醍醐 弘美	

国際奉仕委員会 委員長:本橋 敬明 代行:平岩 敏和

財団・米山・世界社会奉仕担当	斉藤 祐次	市川 るみ子	鳥居塚 勇人	平岩 和弥	
----------------	-------	--------	--------	-------	--

青少年奉仕委員会 委員長:三浦 峰高 代行:橋本 幹男

新世代・青少年担当	矢部 瑛美子	木下 広敬	佐藤 真	平塚 順央	
-----------	--------	-------	------	-------	--

ソングリーダー : 市川 雅巳 千葉 みどり 佐藤 真 研修リーダー : 五十嵐 俊昭 会計監査 : 阿部 武志

地区役員・委員

諮問委員会 委員	中井 眞一郎			
ロータリー財団委員会 補助金委員会委員	鳥居 由美子	地区RLI委員会委員	日向 貴一	
国際大会推進委員会委員	鳥居 由美子			

2025-26年度 国際ロータリー第2570地区 組織図

国際0-列-(RI)理事
水野 功 (2750地区・東京飛火野)
副ガバナー
相原 茂吉 (川越)

国際ロータリー(RI)会長
フランチェスコ・アレツツォ (ラグーザ)
地区ラーニングファシリテーター
水村 雅啓 (入間)

ガバナー
坂口 孝 (川越)

ガバナーエレクト
原島 生慈 (秩父)

ガバナーノミニ
五十嵐 敦子 (本庄)

公共イメジコーディネーター補佐(ARPIC)
五十幡 和彦 (行田さくら)

(公社) ロータリー米山記念奨学会
理事 細井 保雄 (行田さくら)
評議委員 前嶋 修身 (熊谷)

R L I 日本支部
地区代表委員 坂本 元彦 (富士見)
地区ファシリテーター 相原 茂吉 (川越)

RJYEM (一社) 日本青少年交換多地区合同機構
地区代表社員 相原 茂吉 (川越)

ポール・ハリス・ソサエティ
地区コーディネーター 高柳 育行 (本庄)

地区恒久基金大口寄付小委員会
委員長 細井 保雄 (行田さくら)

ロータリーの友
地区代表委員 野満 守 (川越)

R 東日本大震災青少年支援連絡協議会 (ロータリー希望の風奨学金)
顧問 坂本 元彦 (富士見)
副委員長 矢島 淳一 (本庄)
委員 野口 健吉 (東松山むさし)
委員 西川 和人 (志木)
委員 金井 福則 (本庄)

諮問委員会
委員 今泉 清詞 (川越)
委員 加藤 玄静 (本庄)
委員 立原 雅夫 (川越)
委員 鈴木 秀憲 (吹上)
委員 中井眞一郎 (所沢)
委員 坂本 元彦 (富士見)
委員 高柳 育行 (本庄)
委員 前嶋 修身 (熊谷)
委員 細井 保雄 (行田さくら)
委員 相原 茂吉 (川越)
委員 水村 雅啓 (入間)
委員 高丹 秀篤 (深谷)
委員 五十幡和彦 (行田さくら)

ガバナー指名委員会
委員長 相原 茂吉 (川越)
委員 細井 保雄 (行田さくら)
委員 水村 雅啓 (入間)
委員 高丹 秀篤 (深谷)
委員 五十幡和彦 (行田さくら)

地区記念誌委員会
委員長 加藤 玄静 (本庄)
副委員長 高柳 育行 (本庄)
副委員長 水村 雅啓 (入間)
第1 G委員 坂口 孝 (川越)
第2 G委員 戸高 健司 (新座こぶし)
第3 G委員 西澤 長次 (新狭山)
第4 G委員 原島 生慈 (秩父)
第5 G委員 五十幡和彦 (行田さくら)

地区ラーニング委員会
委員長 水村 雅啓 (入間)
副委員長 小高 宏 (川越)
委員 田村 宏 (川越西)
委員 戸高 健司 (新座こぶし)
委員 山本 庄一 (川越小江戸)

RLI委員会
委員長 新井 啓介 (行田さくら)
副委員長 太田 雅孝 (秩父)
委員 日向 貴一 (所沢)
委員 神田 茂 (東松山むさし)
委員 安富治一郎 (寄居)
委員 下妻 慶徳 (深谷)
委員 高橋 豊 (本庄)
委員 坂田 光司 (深谷ノース)
委員 島村 拓史 (川越)
委員 矢島 淳一 (本庄)
委員 新島 修一 (深谷ノース)
委員 飯塚 秀司 (行田さくら)

DEI推進委員会
委員長 八木 拓也 (川越)
副委員長 永島 明 (川越)
委員 町田 明美 (川越)
委員 久保田 徹 (川越西)
委員 木村 武志 (鶴ヶ島)
委員 山崎 一吉 (朝霞)
委員 鈴木敬一郎 (行田さくら)

ロータリー財団監査委員会
委員長 西川 孝博 (川越)
委員 西澤 克己 (鶴ヶ島)
委員 近藤 武弘 (川越)

地区行動計画推進リーダー
高柳 育行 (本庄)

地区戦略計画委員会
委員長 五十幡和彦 (行田さくら)
委員 相原 茂吉 (川越)
委員 高丹 秀篤 (深谷)
委員 原島 生慈 (秩父)
委員 五十嵐敦子 (本庄)
委員 田島 博夫 (行田さくら)
委員 栗原 雄一 (川越)
委員 太田 雅孝 (秩父)

危機管理委員会
委員長 高柳 育行 (本庄)
委員 原島 生慈 (秩父)
委員 高橋 貴子 (行田さくら)
委員 細瀬 克則 (入間)
委員 一柳 達朗 (入間)
委員 京野 弘一 (川越)
委員 温井 康宏 (本庄)
委員 西浦 建貴 (志木)
委員 井藤士 堀越 孝 (川越)
委員 医師 廣瀬 哲也 (川越)

ロータークエスト委員会
委員長 京野 弘一 (川越)
委員 新井 正健 (坂戸)
委員 宮本 伸子 (行田さくら)
委員 高橋 哲彦 (川越)
委員 武藤 純亮 (川越RAC)
委員 後藤 悠介 (城西大学RAC)

ガバナー補佐/クラブ管理・運営担当
第1 G補佐 齊藤 大祐 (鶴ヶ島)
第2 G補佐 大畑 茂 (朝霞)
第3 G補佐 高橋 和男 (所沢西)
第4 G補佐 橋本 和行 (岡部)
第5 G補佐 渡邊 藤男 (熊谷南)

国際大会推進委員会
委員長 高柳 育行 (本庄)
副委員長 戸口 貴也 (川越)
委員 堀田 博明 (朝霞)
委員 鳥居由美子 (所沢)
委員 高畑 泰寿 (秩父)
委員 植村 知子 (熊谷南)

地区大会実行委員会
地区大会会長 今泉 博 (川越)
実行委員長 山田 哲也 (川越)
地区大会幹事 島村 拓史 (川越)

地区大会 コ ホストクラブ
川越小江戸ロータリークラブ
川越西ロータリークラブ
川越中央ロータリークラブ

立法案検討委員会
委員長 相原 茂吉 (川越)
副委員長 水村 雅啓 (入間)
委員 坂本 元彦 (富士見)
委員 五十幡和彦 (行田さくら)

地区研修協議会ホストクラブ
坂戸さつき

地区幹事
栗原 雄一 (川越)

地区副幹事
山崎 共子 (川越)
京野 弘一 (川越)
佐藤 道晴 (川越)
山田 哲也 (川越)
近藤 武弘 (川越)
小林 勇次郎 (川越)
八木 拓也 (川越)
高橋 哲彦 (朝霞)
島村 拓史 (川越)
菊池 俊介 (川越)
小川 修一郎 (川越)
沢田 通 (川越)
齊藤 智 (川越)
太田 雅孝 (秩父)

ガバナー月信編集委員会
委員長 菊池 俊介 (川越)
副委員長 荻原 之彦 (川越)
委員 佐藤 道晴 (川越)
委員 八木 拓也 (川越)
委員 細田 智也 (川越)

財務委員会
委員長 田島 高久 (深谷)
委員 田島 博夫 (行田さくら)
会計 栗原 雄一 (川越)
監査 前嶋 修身 (熊谷)

歴代地区幹事会
会長 木島 一也 (熊谷)

会員増強委員会
担当諮問委員 五十幡和彦 (行田さくら)
委員長 山田 哲也 (川越)
副委員長 鈴木 早苗 (和光)
委員 都築 敏夫 (飯能)
委員 大村 相基 (志木)
委員 塚田 貴幸 (熊谷龍原)
委員 日鼻 晴 (富士見)
委員 神山 威仁 (志木)
委員 小林勇次郎 (川越)
委員 大谷 龍之 (小江戸)
委員 早嶋 敬 (行田さくら)
担当地区副幹事 小林勇次郎 (川越)

公共イメジ委員会
担当諮問委員 高丹 秀篤 (深谷)
委員長 須田 礼子 (本庄)
副委員長 坂田 光司 (深谷ノース)
副委員長 鈴木 聡 (熊谷南)
委員 内山雄二郎 (志木)
委員 堀越 徹也 (本庄)
委員 三木由紀郎 (所沢東)
委員 服部 融亮 (飯能)
担当地区副幹事 近藤武弘 (川越)

職業奉仕委員会
担当諮問委員 水村 雅啓 (入間)
委員長 島田 敏郎 (富士見)
副委員長 林 好久 (東松山むさし)
委員 前島 宏之 (飯能)
委員 谷山 誠 (加須)
委員 今井慶一郎 (深谷)
委員 市川 大 (鶴ヶ島)
委員 梅沢 雅利 (所沢東)
委員 松岡 昌宏 (新座)
担当地区副幹事 齊藤 智 (川越)

社会奉仕委員会
担当諮問委員 相原 茂吉 (川越)
統轄委員長 金井 福則 (本庄)
地域社会奉仕委員会
委員長 五十嵐敦子 (本庄)
副委員長 小林 弘満 (深谷東)
委員 櫻澤 眞等 (本庄)
委員 登坂 一彦 (鶴ヶ島)
委員 西澤 正夫 (入間南)
委員 長谷川京子 (本庄)
子ども家庭委員会
委員長 下境 将寛 (深谷)
副委員長 小松 和弘 (行田)
委員 大谷まり子 (深谷)
委員 晝間 和弘 (入間)
担当地区副幹事 小川修一郎 (川越)

国際奉仕委員会
統轄委員長 正田 康高 (深谷東)
グローバルサポート委員会
委員長 梅澤 茂 (深谷ノース)
副委員長 田中 哲夫 (熊谷)
委員 鯉井 隆行 (熊谷)
委員 山川 大輔 (深谷ノース)
委員 足立 昇 (深谷)
委員 飯塚 昇 (深谷東)
グローバル交流委員会
委員長 中川 潤 (新所沢)
副委員長 新井 清貴 (熊谷)
副委員長 金子 章 (本庄)
委員 森田 淳一 (寄居)
委員 高橋 信介 (深谷東)
委員 山岡 貴裕 (熊谷)
委員 山下 茂 (東松山むさし)
委員 笠原 康男 (熊谷龍原)
担当地区副幹事 沢田 通 (川越)

青少年プログラム委員会
担当諮問委員 細井 保雄 (行田さくら)
統轄委員長 高橋 貴子 (行田さくら)
アクト・ライラ委員会
委員長 西浦 建貴 (志木)
副委員長 中島 洋志 (所沢東)
委員 鴨下 秀幸 (志木)
委員 後藤 賢治 (入間)
委員 新倉 良之 (所沢東)
委員 近藤 勝美 (入間南)
委員 大嶋 俊久 (深谷)
青少年交換委員会
委員長 温井 康宏 (本庄)
副委員長 押野見孝道 (深谷)
副委員長 清水 洋行 (入間南)
委員 竹内 英明 (富士見)
委員 小島 賢大 (本庄)
委員 川野 建人 (行田さくら)
委員 友田 雅明 (坂戸さつき)
委員 鯉井美知子 (東松山むさし)
委員 原島 生慈 (秩父)
担当地区副幹事 高橋哲彦 (川越)

ロータリー財団委員会
担当諮問委員 前嶋 修身 (熊谷)
統轄委員長 細瀬 克則 (入間)
統轄副委員長 茂木 聡 (本庄)
ポリオプラス委員会
委員長 安富治一郎 (寄居)
副委員長 寺田 泰典 (深谷)
委員 市川 治子 (越生毛呂)
委員 新井 祐司 (川越小江戸)
資金推進委員会
委員長 中嶋理恵子 (羽生)
副委員長 有岡 俊高 (川越中央)
委員 熊谷 俊子 (深谷)
委員 清水 保人 (熊谷南)
補助金委員会
委員長 今泉 学之 (秩父)
副委員長 満田 義信 (熊谷)
委員 鳥居由美子 (所沢)
委員 間正 良昭 (本庄)
財団資金管理委員会
委員長 大崎 光二 (飯能)
副委員長 白幡 英悟 (入間)
委員 荒木 和之 (朝霞)
委員 日向美津江 (熊谷)
奨学学友・平和フェロロ委員会
委員長 島村 拓史 (川越)
副委員長 遠藤 貴博 (志木)
委員 横山 明美 (鶴ヶ島)
委員 山岸 泰輔 (行田さくら)
担当地区副幹事 島村 拓史 (川越)

ロータリー米山記念奨学会
担当諮問委員 高柳 育行 (本庄)
統轄委員長 一柳 達朗 (入間)
推進委員会
委員長 山崎 共子 (川越)
副委員長 白井 威 (日高)
委員 新井 裕喜 (羽生)
委員 向井 宏倫 (鶴ヶ島)
委員 中村 重継 (行田さくら)
学友委員会
委員長 田久保真理子 (熊谷)
副委員長 赤坂 匠康 (寄居)
委員 東 美栄 (狭山中央)
委員 武正 進介 (本庄)
委員 秋山 恵一 (熊谷)
担当地区副幹事 山崎 共子 (川越)

所沢ロータリークラブ定款

第1条 定義

- 1.理事会： 本クラブの理事会
- 2.細則： 本クラブの細則
- 3.理事： 本クラブ理事会の理事
- 4.会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
- 5.RI： 国際ロータリー
- 6.衛星クラブ： 潜在的クラブ。その会員はいずれかのクラブの会員でもある（該当する場合）：
- 7.書面： 文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
- 8.年度： 7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会は、所沢ロータリークラブ(国際ロータリー加盟会員)

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
- (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- (d) ロータリー財団を支援すること
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

第4条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りである：本クラブの所在地域は、次の通りである：所沢市航空公園前交差点より県道所沢 — 大宮線以南及び県道所沢 — 入間線に沿って航空公園交差点より宮本町2丁目交差点以東、宮本町2丁目交差点より県道所沢 — 東京線に沿って南下し、星の宮2丁目所沢高校入り口交差点に至るまでの以東同交差点より市道沿いに南下し、樋の坪橋に至る線路東側、樋の坪橋より久米と荒幡の境界線に沿って南下し市の境界線に至るまでの東側とする。

本クラブの衛星クラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実質的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第 7 条 会合

第 1 節 — 例会。

- (a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。
- (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。
- (c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
- (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
 - (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
 - (2) 会員の葬儀の場合
 - (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または
 - (4) 地域社会での武力紛争がある場合理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1 年に 4 回まで例会を取りやめることができるが、3 回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。
- (e) 衛星クラブの例会(該当する場合)細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週 1 回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第 1 節(c)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第 1 節(d)の理由によって取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。
- (f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に 2 回、例会を行わなければならない。

第 2 節 — 年次総会。

- (a) 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年 12 月 31 日までに開催されるものとする。
- (b) 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12 月 31 日の前に年次総会を開催するものとする。

第 3 節 — 理事会の会合。

理事会のすべての会合後 30 日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

第 8 条 会員身分

第 1 節 — 全般的資格条件。本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第 2 節 — 種類。本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の 2 種類とする。本条第 7 節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員として RI に報告される。

第 3 節 — 正会員。RI 定款第 4 条第 2 節(a)の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

第 4 節 — 衛星クラブの会員。本クラブの衛星クラブの会員はいずれかのクラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとして RI から加盟が認められるまで続く。

第 5 節 — 二重会員の禁止。いかなる会員も、同時に、

- (a) 本クラブと、いずれかのクラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または
- (b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第 6 節 — 名誉会員。本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

- (a) 会費の納入を免除される
- (b) 投票権を持たない
- (c) クラブのいかなる役職にも就かないものとする。
- (d) 職業分類を持たないものとする。
- (e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

第 7 節 — 例外。細則には、第 8 条第 2 節および第 4～6 節に従わない規定を含めることができる。

第 9 条 クラブの会員構成

第 1 節 — 一般規定。各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第 2 節 — 多様なクラブ会員基盤。本クラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

第 10 条 出席

第 1 節 — 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (a) その例会時間の少なくとも 60 パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する

- (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する
- (c) クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから 1 週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または
- (d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメイクアップする：
 - (1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも 60 パーセントに出席すること。
 - (2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
 - (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
 - (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
 - (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。
 - (6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または
 - (7) RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI 理事会または RI 会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI 委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第 2 節 — 遠方での勤務中の長期の欠席。会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第 3 節 — その他のロータリー活動による欠席。欠席のメイクアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

- (a) 第(1)(d)(7)節に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (b) 役員または RI 委員会の委員、TRF 管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (d) RI に雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (e) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、または TRF の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または
- (f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第 4 節 — RI 役員の欠席。会員が現役の RI 役員または現役の RI 役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

第 5 節 — 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の 12 カ月を超えて延長することができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、少なくとも 20 年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、これらの要件が満たされているかのみが考慮に入れられた場合。

第 6 節 — 出席の記録。本条第 5 節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第 4 節または第 5 節(b)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第 7 節 — 例外。細則は、第 10 条に従わない規定を含めることができる。

第 11 条 理事および役員および委員会

第 1 節 — 管理主体。本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

第 2 節 — 権限。理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第 3 節 — 理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第 13 条第 6 節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の 3 分の 2 の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも 5 日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

第 4 節 — 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1 名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第 5 節 — 役員の選挙。

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の 7 月 1 日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。
- (b) 会長の任期。会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前 18 カ月以上 2 年以内に選挙されるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の 7 月 1 日に、会長エレクトになる。会長は、7 月 1 日に就任し、1 年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長 1 年間延長される。
- (c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが 1 年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも 1 年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第 6 節 — 本クラブの衛星クラブの組織運営。

- (a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。
- (b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブの理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および 4～6 名のその他

の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長(chair)であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計とする。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担うものとする。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。

- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査または審査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第 7 節 — 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団、および
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第 12 条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第 13 条 会員身分の存続

第 1 節 — 期間。会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第 2 節 — 自動的終結。

会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。

- (a) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。
- (b) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員 身分を取り消すことができる。

第 3 節 — 終結 — 会費不払。

- (a) 手続。期日後 30 日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後 10 日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。
- (b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第 4 節 — 終結 — 欠席。

- (a) 出席率。会員は、
 - (1) メークアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも 50 パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも 12 時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。および
 - (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも 30 パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない(RI 理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。

規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある。

(b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第 10 条第 4 節もしくは第 5 節に従う場合を除き、連続 4 回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

(c) 例外。細則は、第 13 条第 4 節に従わない規定を含めることができる。

第 5 節 — 終結 — その他の理由。

(a) 正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の 3 分の 2 以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第 8 条の第 1 節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。

(b) 通知。理事会が本節(a)項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも 10 日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第 6 節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

(a) 通知。幹事は、理事会決定後 7 日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後 14 日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲裁に訴えるかを通告することができる。調停または仲裁の手続は第 17 条に規定されている。

(b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから 21 日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも 5 日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

第 7 節 — 理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

第 8 節 — 退会。会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行うものとする。理事会がその申出を受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

第 9 節 — 資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第 10 節 — 一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

(a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、

(b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、

(c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取られるべきである場合、および、

(d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やその他のクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、

理事会は、その 3 分の 2 以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間(ただし最大 90 日間)と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第 6 節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第 14 条 地域社会、国家、および国際問題

第 1 節 — 適切な主題。地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

第 2 節 — 支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

第 3 節 — 政治的主題の禁止。

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。
- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配布しないものとする。

第 4 節 — ロータリーの発祥を記念して。ロータリアの創立記念日、2 月 23 日の週は、世界理解と平和週間である。この 1 週間、本クラブはロータリアの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第 15 条 ロータリーの雑誌

第 1 節 — 購読義務。本クラブが RI 理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

第 2 節 — 購読料。購読料は、クラブが各会員から事前に徴収し、RI または RI 理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

第 16 条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリアの目的の中に示されたロータリアの原則を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第 17 条 仲裁および調停

第 1 節 — 意見の相反。現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の食い違いは、理事会の決定を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

第 2 節 — 調停または仲裁の期限。要請を受理してから 21 日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

第 3 節 — 調停。調停の手続きは、

- (a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの、または

- (b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの、または
- (c) RI 理事会もしくは TRF 管理委員会が定めた指針文書において勧められるものとする。
ロータリアンのみが調停人となることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。
- (a) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を 1 部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。
- (b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第 1 節に定める仲裁に訴えることができる。

第 4 節 — 仲裁。仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ 1 名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は 1 名のロータリアンを裁定人として指定するものとする。

第 5 節 — 仲裁人または裁定人の決定。仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第 18 条 細則

本クラブは、RI 定款・細則、RI によって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

第 19 条 改正

第 1 節 — 改正の方法。本条第 2 節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

第 2 節 — 第 2 条と第 4 条の改正。第 2 条(名称)および第 4 条(クラブの所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低 3 分の 2 の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも 21 日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、RI 理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関して RI 理事会に意見を提供することができる。

(2022 年 7 月)

所沢ロータリークラブ細則

クラブ細則は、標準ロータリークラブ定款を補足し、クラブの慣習を定めるものです。本文書に記載された細則は推奨されているものですが、クラブが一旦採択したら、クラブ会員はこれに従う義務があります。クラブの慣習を反映させて適宜変更を加え、RI 定款、RI 細則、標準ロータリークラブ定款(認められた部分を除く)、ロータリー章典と矛盾していないことを確認してください。クラブが含めなければならない、義務づけられた条 項については、以下に特記されています。

第 1 条 定義

- 1.理事会： 本クラブの理事会
- 2.理事： 本クラブの理事
- 3.会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
- 4.定足数： 投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の 3 分の 1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。
- 5.RI:国際ロータリー
- 6.年度:7 月 1 日に始まる 12 カ月間

投票における定足数をどう定義するかはクラブが選ぶことができる。

第 2 条 理事会

本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、少なくとも、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計で構成される。

標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第 2 条を含めることを義務づけている。また、上記の役員は、クラブ理事会のメンバーとなることが義務づけられている。クラブ理事会はこのほかに、副会長、会長ノミニ、会場監督、その他の理事を含めることができる。クラブに衛星クラブがある場合、この条項に衛星クラブの理事会メンバーも列記すること。

第 3 条 選挙と任期

第 1 節 選挙の 1 カ月前に、会員は、会長、副会長、幹事、会計、空席となっている理事の候補者を立てる。

指名委員会または会員のいずれか一方または双方が、候補者を立てることができる。

第 2 節 各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。

第 3 節 役員または理事会メンバーが辞任した場合、残りの理事会メンバーによって後任者が任命される。

第 4 節 役員エレクトまたは理事エレクトが辞任した場合、残りの次期理事会メンバーによって後任者が任命される。

第 5 節 各役職の任期は以下の通りである。

- | | |
|------|-----|
| 会長 | 1 年 |
| 副会長 | 1 年 |
| 会計 | 1 年 |
| 幹事 | 1 年 |
| 会場監督 | 1 年 |
| 理事 | 1 年 |

標準ロータリークラブ定款は、選挙手続をクラブ細則に具体的に記載することを義務づけている。指名委員会を用いる場合は、指名委員会委員の任命方法についても詳述しなければならない。クラブ会長の任期は、標準ロータリークラブ定款で 1 年間と規定されている。後任者が選出されていない場合、現会長の任期を 1 年まで延長できる。

第4条 役員の任務

第1節 会長は、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第2節 直前会長は、クラブの理事を務める。

第3節 会長エレクトは、会長就任に向けて準備し、理事を務める。

第4節 副会長は、会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第5節 理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。

第6節 幹事は、クラブの会員と出席について記録をつける。

第7節 会計は、すべての資金を監督し、財務報告を行う。

第8節 会場監督は、クラブの会合の秩序を維持する。

各クラブ役員の役割と責務については、クラブリーダー用の手引きを参照のこと。

第5条 会合

第1節 本クラブの年次総会を12月31日までに開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行う。

第2節 本クラブの例会は、次の通り開催する：火曜日12時30分。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全員にしかるべく通知される。

第3節 理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第5条第2節を含めることを義務づけている。

第6条 会費

本クラブの年会費は24万円とする。会費は次の通り支払われる：銀行送金。クラブ年会費には、RI人頭分担金、機関雑誌の購読料、地区賦課金、クラブ会費、ロータリーまたは地区によるその他の賦課金が含まれる。

標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第6条を含めることを義務づけている。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

衛星クラブの投票手続もここに含める。

第8条 委員会

第1節 本クラブの各委員会は、標準ロータリークラブ定款の第11条第7節に挙げられた委員会および以下の委員会から成る。

第2節 会長は、すべての委員会の職権上の委員となる。

第3節 それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

クラブの各委員会が、クラブの年次目標と長期目標に向けた取り組みの調整にあたる。

第9条 財務

第1節 各会計年度の開始に先立ち、理事会は年次収支予算を作成する。

第2節 会計は、理事会によって指定された一つまたは複数の金融機関にクラブ資金を預金する。クラブ資金は、クラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つの口座に分けて預金する。

第3節 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われ、他の2名の役員または理事により承認される。

第4節 有資格者が、すべての財務処理について徹底した年次検査を行う。

第5節 クラブの年次財務報告がクラブ会員に配布される。現年度と前年度の収支を記載した中間財務報告が、年次会合において発表される。

第6節 会計年度は、7月1日から6月30日までである。

第10条 会員選挙の方法

第1節 本クラブまたは他クラブの会員が、入会候補者を理事会および／または会員増強委員会に推薦する。

第2節 理事会は、30日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、その候補者を推薦した会員にその決定を通知する。

第3節 理事会が入会を承認した場合、その候補者は、クラブに入会するよう招かれる。

現会員から異議が出た場合の手続をここに含めてもよい。

第11条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の21日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI定款、RI細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

(2022年7月)

所沢ロータリークラブ慶弔並びに見舞金等贈与規程

第1条 会員並びにその家族の傷病、災害又は死亡の場合はこの規程により見舞金又は香料を贈る。

第2条 会員が疾病又は負傷等により 1ヶ月以上療養を必要と認められた場合は、次の見舞金を贈る。

金 10,000 円

第3条 会員が天災、地変その他不測の事由により損害を蒙りたる時は、理事会決定により災害見舞金を贈る。

贈与額 最高 50,000 円 ～ 最低 10,000 円

第4条 会員又はその家族が死亡した時は、次の区分により香料および供物を贈る。

会員 30,000 円 及び 生花

配偶者 20,000 円 及び 生花

会員と配偶者の両親及び祖父母並びに子女(ただし祖父母の場合は同居の者)
10,000 円 及び 生花

第5条 会員が退会の場合は記念品を贈る。

3,000 円 ～ 10,000 円 理事会の決定により贈る。

第6条 本規程は、昭和 58 年7月1日より実施する。

事項		慶事		見舞金		弔事	
		結婚	叙勲	1ヶ月以上療養	災害		
現会員	本人	20,000	10,000	10,000	10,000 50,000	30,000	生花
	妻	—	祝電	5,000	—	20,000	生花
	後継者	祝電	祝電	—	—	10,000	生花
	同居家族	祝電	—	—	—	10,000	喪主 生花
在籍十年以上退会又は死亡会員	本人	—	祝電	5,000	10,000	20,000	生花
	妻	—	—	—	—	10,000	生花
	後継者	—	—	—	—	10,000	喪主
	同居家族	—	—	—	—	弔電	喪主
在籍三年以上十年未満退会又は死亡会員	本人	—	祝電	5,000	10,000	20,000	生花
	妻	—	—	—	—	10,000	喪主 生花
	後継者	—	—	—	—	10,000	喪主
	同居家族	—	—	—	—	弔電	喪主

ロータリーソング

奉仕の理想

奉仕の理想に集いし友よ
御国に捧げん我等の生業
望むは世界の久遠の平和
めぐる歯車いや輝きて
永久に栄えよ 我等のロータリー

我等の生業

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1、我等の生業さまざまなれど | 2、奉仕に集える我等は望む |
| 集いて計る心は一つ | 正しき道に果をとるを |
| 求むるところは平和親睦 | 人の世拳りて光を浴みつ |
| 勉むるところは向上奉仕 | 力を協せて事忌むを |
| おおロータリーアン 我等の集い | おおロータリーアン 我等の集い |

それでこそロータリー

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1、どこで会っても やあと言おうよ | 2、笑顔笑顔で 語り合おうよ |
| 見つけた時にゃ おいと呼ぼうよ | 心心で 結び合おうよ |
| 遠い時には 手を振り合おうよ | みんな世の為 働き合おうよ |
| それでこそ ローローロータリー | それでこそ ローローロータリー |

手に手つないで

- | | |
|------------------|------------------|
| 1、手に手つないで つくる友の輪 | 2、手に手つないで つくる友の輪 |
| 輪に輪つないで つくる友垣 | 輪に輪つないで つくる友垣 |
| 手に手 輪に輪 | 手に手 輪に輪 |
| ひろがれ まわれ 一つの心に | ひろがれ まわれ 世界と共に |
| おおロータリーアン | おおロータリーアン |
| おおロータリーアン | おおロータリーアン |



ROTARY CLUB TOKOROZAWA

会員名

〒359-1118
所沢市けやき台2-17-8 サンライズけやき台102
TEL 04-2922-5920 FAX 04-2925-8908
e-mail tokororc@maple.ocn.ne.jp